けんぽ委員だより

2023.8 vol.170

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ
〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
☎052-856-1490(代表) 受付時間:8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/

仕事中 通勤途中 のケガは 健康保険を使用できません!

仕事中や通勤途中に負ったケガ等の治療には健康保険を使用することができません。医療機関を受診する場合は、負傷した原因を必ず伝え、労災保険の給付を受けてください。

業務外(私生活中) ▶ 健康保険

仕事中 通勤途中 ▶ 労災保険

お近くの労働基準監督署にご相談ください

仕事中・通勤途中のケガが業務上災害・通勤災害にあたるかどうかは、労働基準監督署にて判断されます

労災・通勤災害にもかかわらず誤って健康保険証を使用した場合は、協会けんぽにお問い合わせください

接骨院 整骨院 のかかり方

ポイント 接骨院・整骨院での柔道整復師による施術は、健康保険の対象と**なる場合・ならない場合**があります。

○ 健康保険が使えます

負傷原因がはっきりしているケガ

- 骨折
- 脱臼
- 打撲
- ねんざ
- 挫傷（肉離れなど）

！ 骨折、脱臼に対する施術は、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

× 健康保険が使えません

- 日常生活での肩こり、筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症など）による痛み
- 労災保険が適用となる仕事中や通勤途中のケガ
- 医療機関で治療を受けながら同じケガで接骨院・整骨院にかかる場合（接骨院・整骨院分は健康保険の適用外となります）

施術を受けるときに気を付けること

- ✓ 「いつ」「どこで」「何をしているときに」負傷したのかを正確に伝えましょう。
- ✓ 医療機関や他の接骨院・整骨院で治療や施術を受けているか伝えましょう。
- ✓ 療養費支給申請書の内容をよく確認し、委任欄には、必ず自分で記入または捺印しましょう。また、領収書は必ずもらいましょう。
- ✓ 長期間施術を受けても治らない場合は、内科的要因も考えられるため、医師の診察を受けましょう。

詳しくはこちら